

第101期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月23日（水曜日）
午前10時

開催場所 岩手県盛岡市内丸3番1号
当行本店 4階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照
ください。）



東北銀行

THE TOHOKU BANK, LTD.

証券コード：8349

目次

第101期定時株主総会招集ご通知……………	1
（添付書類）	
事業報告……………	5
計算書類……………	32
連結計算書類……………	35
監査報告書……………	38
（株主総会参考書類）	
第1号議案 剰余金処分の件……………	44
第2号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）9名選任の件…	45

株主各位

証券コード 8349

2021年6月1日

岩手県盛岡市内丸3番1号

株式会社 **東北銀行**
取締役頭取 村上 尚登

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえまして、株主の皆様には感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

また、安全上の理由によりお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議案に対する賛否をご入力いただき、2021年6月22日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 株主総会の目的事項	報告事項 1. 第101期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、計算書類報告の件 2. 第101期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」及び「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令及び定款16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当行ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

当行ウェブサイト (<https://www.tohoku-bank.co.jp/>)

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年 6 月23日 (水曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

場所 岩手県盛岡市内丸3番1号 当行本店 4階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年 6 月22日 (火曜日) 午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年 6 月22日 (火曜日) 午後5時入力完了分まで

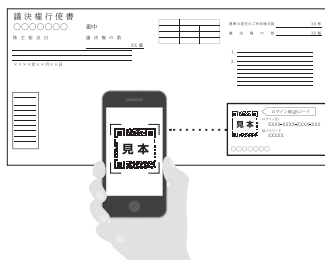
- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

第101期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店54出張所2において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務などのほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売などの附帯業務等を行い、岩手県内を中心に営業を展開しております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況が続いております。社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、製造業を中心に設備投資及び生産等で持ち直しの動きがみられましたが、新型コロナウイルス感染症再拡大を受けた外出自粛を背景に個人消費はこのところ弱含んでおります。

金融情勢に目を移しますと、日本銀行は2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続するとしております。また、新型コロナ対応資金繰り支援特別プログラム及び国債等の買入れなどにより、企業等の資金繰り支援と金融市場の安定維持に努めていくとしております。

株式市場については、18,000円台でスタートした日経平均株価は、新型コロナワクチンに関する前向きな動きや企業業績の回復期待の高まりを背景に上昇し、2021年3月末の終値は29,178円となりました。

岩手県内経済情勢

岩手県内の経済をみますと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がみられるものの、個人消費及び生産活動は持ち直しの動きが続いております。公共投資は緩やかに増加しております。新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済活動への影響が地域経済を下振れさせるリスクには十分注意する必要がありますが、総じて、岩手県内の経済は厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しつつあります。

事業の経過及び成果

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」を経営理念として、地域経済の中核を担う中小事業者の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

2019年4月よりスタートした中期経営計画では『“地域力の向上”～「復興」と「地域経済活性化」への貢献～』をテーマに掲げ、「成長予備軍とのリレーション向上」、「農林水産業を中心とした地域経済の活性化」、「事業再生へ向けた持続的なサポート」、「営業店アクションプランの実践」の4つの基本戦略のもと、地元中小事業者への本業支援、金融支援に積極的に取り組んでおります。

当期においては、資金繰り支援やファンドを活用した支援、オンライン商談会を活用した販路拡大支援、事業承継支援等に取り組みました。その中でも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたお客さまに対する資金繰り支援に積極的に取り組み、新規融資による資金供給や条件変更の柔軟な対応等を実施してまいりました。お客さまの資金繰りに対する不安を払拭することで、事業に専念していただける環境を整備する等、資金繰り支援には一定の成果があったと捉えております。

また、ファンドを活用した支援については、農業法人の成長を支援するファンド「とうぎん・もりしんアグリ投資事業有限責任組合」の活用により、農業事業者2先への出資を行っております。出資先に対しては、事業計画の策定や補助金申請等の支援も行うことで、お客さまの経営力の強化に取り組みました。今後も農林水産業に対する金融支援、販路拡大等をはじめとした本業支援に加え、ファンドの活用により長期にわたった安定資金を供給することで、お客さまの課題解決を図り、地域経済の発展に繋げてまいります。

当行の業績

預金等（譲渡性預金を含む）は、法人預金が前期末比494億60百万円、個人預金が同317億87百万円増加したことにより、全体で同808億87百万円増加し8,976億69百万円となりました。

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産残高合計は、同17億88百万円減少し766億39百万円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出及び地方公共団体向け貸出の増加などにより、前期末比416億16百万円増加し6,318億80百万円となりました。

有価証券は、前期末比16億76百万円増加し1,991億73百万円となりました。

収益状況については、経常収益は、貸出金利息は増加しましたが、有価証券利息配当金の減少などにより前期比3億42百万円減収の120億48百万円となりました。経常利益は、営業経費は圧縮しましたが、与信関連費用の増加などにより同1億11百万円減益の17億円となりました。

当期純利益は、同2億6百万円減益の11億82百万円となりました。

なお、連結ベースの収益状況は、経常収益は135億48百万円、経常利益は17億43百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は11億49百万円となりました。

自己資本比率（速報値）は、国内基準（4％）を採用しております。利益剰余金の着実な積み上げによる自己資本の額の増加等により、単体自己資本比率は前期末比0.62ポイント上昇し9.05％となりました。また、連結自己資本比率は同0.50ポイント上昇し9.18％となりました。

店舗及び店舗外現金自動設備は、店舗については、2019年7月より共同店舗として運営しておりました「宮古支店及び宮町支店」を2021年1月に新築移転いたしました。新店舗は環境にやさしいLED照明を利用しており、点字ブロックの設置、バリアフリー、多目的トイレなどお客さまに快適に安心してご利用いただくための設備の充実に努めております。店舗外現金自動設備については、「洋野町役場種市庁舎出張所」（九戸郡洋野町）及び「盛岡市立病院出張所」（盛岡市）の2か所を廃止しており、当期末における店舗外現金自動設備は83か所となっております。また、通帳繰越機能付きATMを導入しており、これにより休日を含めATM稼働時間帯に通帳繰越が可能となっております。コンビニATM提携については、セブン-イレブン店舗等に設置されたセブン銀行ATM、ローソン店舗等に設置されたローソン銀行ATM及びファミリーマート等に設置されたイーネットATMで当行キャッシュカードがご利用いただけます。コンビニATMでの当行キャッシュカードのお取引は24時間ご利用可能となっており、より一層のお客さまの利便性向上を図っております。

当行が対処すべき課題

日本経済は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から引き続き厳しい状況ではありますが、公共投資は緩やかな増加を続け、中国を中心としたアジア向けの輸出が拡大し製造業が復調の動きとなる等、全体としては持ち直しの基調となっております。

地域経済においても同様の動きとなっており、スーパーや専門量販店等の小売業については堅調に推移し、生産活動も改善の動きとなっております。一方、宿泊業や飲食サービス業においては外出自粛の影響が強く、厳しい状況が継続しております。時代の変化に合わせた事業を展開するためには、ニューノーマルといわれる新しい生活様式に対応したビジネスモデルが求められており、今後は「質の高い本業支援」、そして「高度な金融支援」への取り組みが一層重要になると認識しております。お客さまとの対話を深め、事業の方向性を確認しながら、中長期的に伴走支援を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は地域、業種、規模等によりダメージに差があることから、お客さま毎にオーダーメイドで支援策を講じる必要があると考えております。お客さまのオーダーに迅速に応えられるようしっかりとリレーションを構築し、お客さまの事業を支えてまいります。

また、東日本大震災発生から10年が経過しました。これまでの復興の足取りを振り返り、復興をより確かなものにするため、引き続き支援に取り組んでまいります。

2021年度は、2019年度よりスタートした中期経営計画の最終年度となります。中期経営計画の基本戦略を着実に遂行していくことで、経営体質の強化を図るとともに、お客さまへの金融支援や本業支援を通じて地域経済を活性化し、“地域力の向上”に貢献してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預	金	807,170	810,863	816,382	897,069
	定期性預金	375,418	364,770	353,192	350,066
	その他	431,751	446,093	463,189	547,002
貸	出金	552,482	571,198	590,264	631,880
	個人向け	105,583	106,208	104,206	100,555
	中小企業向け	306,416	321,591	326,489	352,979
	その他	140,483	143,399	159,569	178,346
有	価証券	201,125	177,952	197,497	199,173
	国債	18,772	18,526	24,933	12,198
	その他	182,353	159,426	172,564	186,974
総資産		855,256	861,046	864,522	1,019,372
内国為替取扱高		3,115,688	3,111,632	3,139,602	3,100,257
外国為替取扱高		百万ドル 13	百万ドル 10	百万ドル 9	百万ドル 11
経常利益		1,365	1,599	1,811	1,700
当期純利益		1,085	1,297	1,388	1,182
1株当たり当期純利益		円 銭 113 97	円 銭 136 98	円 銭 146 50	円 銭 124 75

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均発行済株式総数で除して算出しております。なお、普通株式に係る期中平均発行済株式総数については、自己株式を除いております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	15,566	13,840	13,738	13,548
経常利益	963	1,285	1,599	1,743
親会社株主に帰属する当期純利益	618	908	1,111	1,149
包括利益	703	1,309	△616	2,589
純資産額	38,238	39,069	37,977	40,100
総資産	857,776	863,500	866,543	1,021,517

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	573 人
平均年齢	40 年 10 月
平均勤続年数	16 年 7 月
平均給与月額	324 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
岩	手	県	48	(2)
青	森	県	2	(ー)
秋	田	県	1	(ー)
宮	城	県	5	(ー)
東	京	都	1	(ー)
合	計		57	(2)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を83か所設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度において、新設営業所はありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を以下の2か所廃止いたしました。

○廃止

洋野町役場種市庁舎出張所	(九戸郡洋野町)
盛岡市立病院出張所	(盛岡市)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	455
---------------	-----

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
(新設・拡充・改修)	
宮古支店及び宮町支店共同店舗の新築移転	246

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 当事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却
旧宮古支店及び宮町支店共同店舗及び店舗用地の処分等

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資 本 金	当行が有する 子会社等 議決権比率	その他
株 式 会 社 東 北 ジェシービーカード	岩手県盛岡市本宮 一丁目6番8号	クレジットカード業務 信用保証業務	百万円 20	% 100.00	—
東 北 保 証 サービス株式会社	岩手県盛岡市茶畑 二丁目25番46号	信用保証業務	30	100.00	—
と う ぎ ん 総 合 リース株式会社	岩手県盛岡市中ノ橋通 一丁目4番22号	リース業務	20	100.00	—
東北銀ソフトウェア サービス株式会社	岩手県盛岡市茶畑 二丁目25番46号	ソフトウェアの開発 並びに販売業務	30	100.00	—

- (注) 1. 上記の4社はすべて連結対象としております。
2. 上記の4社を含めた当期の業績の成果は、「1. 当行の現況に関する事項」中「(2) 財産及び損益の状況」の「(ご参考) 連結業績の推移」に記載しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
村 上 尚 登	取 締 役 頭 取 (代 表 取 締 役) 監査部、東京事務所担当	—	—
横 澤 英 信	専 務 取 締 役 人事部、事務統括部担当	—	—
佐 藤 健 志	専 務 取 締 役 経営企画部、総務部担当	—	—
森 宏 樹	常 務 取 締 役 融資管理部担当	—	—
小野寺 正 浩	常 務 取 締 役 本 店 営 業 部 長	—	—
葛 尾 敏 哉	常 務 取 締 役 秘書室、支店統括部、資 産運用コンサルティング 部、地域応援部担当	—	—
村 井 三 郎	取 締 役 (社 外 取 締 役)	村井三郎法律事務所 弁護士 岩手弁護士会 理事 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会 各会長	—
澤 口 豊 彰	取 締 役 (社 外 取 締 役)	株式会社澤口協同会計事務所、 株式会社サワグチ企画 各代表取締役	—
熊 谷 祐 三	取 締 役	盛岡ガス株式会社、 盛岡ガス燃料株式会社 各代表取締役	—
高 橋 淳 悦	取締役常勤監査等委員	—	—
齋 藤 淳 夫	取締役常勤監査等委員 (社 外 取 締 役)	—	—
榎 野 信 治	取締役監査等委員 (社 外 取 締 役)	株式会社テレビ岩手 代表取締役	—
舘 脇 幸 子 (現姓 大友)	取締役監査等委員 (社 外 取 締 役)	エール法律事務所 弁護士	—

- (注) 1. 当行は、2020年6月23日開催の第100期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 社外取締役村井三郎、澤口豊彰、齋藤淳夫、榎野信治及び舘脇幸子は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしていますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 取締役監査等委員高橋淳悦及び齋藤淳夫は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通したものが重要な会議に出席し得られる情報や会計監査人及び内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られる情報を監査等委員全員と共有することで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 取締役監査等委員舘脇幸子の現姓は大友ですが、旧姓の舘脇にて弁護士業務を行っております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	10名	164	123	35	5
取締役 (監査等委員)	4名	29	29	—	—
監査役	5名	9	9	—	—
計	19名	203	162	35	5

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2020年6月23日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役5名（うち社外監査役3名）を含めております。なお当行は、2020年6月23日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、退任監査役5名のうち1名は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、2名は取締役（監査等委員）に新たに就任しております。就任後の報酬等については、それぞれの区分に含めております。

② 業績連動報酬等に関する事項

当行では、業績及び企業価値の最大化に向けた意欲を高めるため、業績連動報酬を算定する指標として、当期純利益（単体）を採用しております。具体的には、職位別の基準額に対し、当期純利益の水準に応じて定められた銀行業績係数と、個人別の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算定しております。算定に用いた2020年3月期の当期純利益（単体）の目標は13億円であり、実績は13億88百万円でありました。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当行の普通株式であり、割当を受けた当行の普通株式の払込期日から当行の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととしております。

また、当事業年度における交付状況は「4. 当行の株式に関する事項」中「(4) 役員保有株式」に記載しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額)

イ 取締役(2008年6月25日開催の第88期定時株主総会決議)

月額20百万円以内であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は1名)であります。

ロ 監査役(2008年6月25日開催の第88期定時株主総会決議)

月額5百万円以内であります。

当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役は3名)であります。

(監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬限度額)

イ 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。)

(2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議)

年額220百万円以内(うち社外取締役分年額12百万円以内)であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち、社外取締役は2名)であります。

ロ 監査等委員である取締役(2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議)

年額60百万円以内であります。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち、社外取締役は3名)であります。

ハ 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬(2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議)

譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権は上記イ及びロの報酬枠とは別枠で、年額20百万円以内であり、普通株式の株式数上限を年25,000株以内としております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2020年6月23日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が決定権限を有しており、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内となるよう方針及び算定基準を定め、当該方針及び算定基準に基づき監査等委員である取締役の協議により決定しております。

各基本方針の内容は次のとおりであります。

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、当行の業績及び企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬水準・報酬体系としております。なお、役職ごとの報酬方針は定めておりません。

(i) 業務執行取締役の報酬体系

業務執行取締役の報酬は、基本報酬である「固定報酬」、当期純利益及び各役員の成果を反映した「業績連動報酬」及び中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的とする「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。「業績連動報酬」は報酬総額の30%程度となるよう設計しております。「固定報酬」は、役位及び職責に応じて支給し、「業績連動報酬」は、月額固定報酬に銀行業績係数と各役員の成果等を反映した個人業績係数を乗じて算出し、「譲渡制限付株式報酬」は役位及び職責に応じ、銀行の中長期的企業価値向上への貢献等を反映して決定しております。

(ii) 非業務執行取締役の報酬体系

非業務執行取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位に応じた「固定報酬」のみを支給いたします。

ロ 監査等委員である取締役の報酬に関する基本方針

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立し、取締役の職務執行の監査、及び経営の監督を行う立場であることを考慮した、適切かつ公正な報酬水準としております。

・ 監査等委員である取締役の報酬体系

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し、役位及び職責に応じた「固定報酬」のみを支給いたします。

ハ 支払時期または条件の決定に関する方針

(i) 金銭報酬

金銭報酬については、前記イ及びロの基本方針に基づいて報酬月額を決定し、月次で支給することとしております。

(ii) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬については、前記イ(i)の方針に基づき、決議日前日の当行株価を基準として付与株数を決定し、その翌月中に付与することとしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
村 井 三 郎	会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
澤 口 豊 彰	
熊 谷 祐 三	
齋 藤 淳 夫	
榎 野 信 治	
館 脇 幸 子	

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の概要
当行取締役及び執行役員	当行は、保険会社との間で、当行の役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。 なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当行が当該被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合には補填の対象としないこととしております。 また、次回契約更新時には、同内容での更新を予定しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
村 井 三 郎	村井三郎法律事務所 弁護士 岩手弁護士会 理事 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会 各会長
澤 口 豊 彰	株式会社澤口協同会計事務所、 株式会社サワグチ企画 各代表取締役
齋 藤 淳 夫	—
榎 野 信 治	株式会社テレビ岩手 代表取締役 当行との関係 取引先
館 脇 幸 子	エール法律事務所 弁護士

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
社外取締役 村 井 三 郎	5年9か月	当期開催の取締役会10回のすべてに出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から取締役会において活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議案・審議を主導しております。さらに、筆頭社外取締役として経営陣との意見交換を適時行っております。
社外取締役 澤 口 豊 彰	6年9か月	当期開催の取締役会10回のうち8回に出席	会計事務所経営者としての経験及び税理士としての専門的な観点から、活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、同委員会において積極的に発言し、経営陣との意見交換を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 齋 藤 淳 夫	3年9か月	2020年6月23日に監査役を退任するまでに開催された取締役会2回及び監査役会2回のすべてに出席しております。また、2020年6月23日の監査等委員である取締役就任以降に開催された取締役会8回及び監査等委員会5回のすべてに出席しております。	長年県職員として携わった豊富な行政経験と幅広い知見に基づき、公正かつ客観的な立場から、取締役会及び監査等委員会における議案・審議について必要な発言を適宜行っております。また、常勤の監査等委員として、取締役の職務執行の監査及び経営の監督を的確に遂行しております。
社外取締役 (監査等委員) 榎 野 信 治	1年9か月	2020年6月23日に監査役を退任するまでに開催された取締役会2回及び監査役会2回のすべてに出席しております。また、2020年6月23日の監査等委員である取締役就任以降に開催された取締役会8回及び監査等委員会5回のすべてに出席しております。	長年報道機関に携わった経験及び経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会及び監査等委員会における議案・審議について活発な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 館 脇 幸 子	9か月	2020年6月23日の監査等委員である取締役就任以降に開催された取締役会8回及び監査等委員会5回のすべてに出席しております。	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から取締役会及び監査等委員会における議案・審議について活発な発言を行っております。

(注) 当行は、2020年6月23日開催の第100期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。社外取締役(監査等委員) 齋藤淳夫及び榎野信治は、同株主総会において社外監査役を退任し社外取締役(監査等委員)に選任され就任いたしました。また、社外取締役(監査等委員) 館脇幸子は、同株主総会において新たに選任され就任いたしました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	24	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2020年6月23日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

3. 社外役員に関する事項の(1) から(3) に記載した内容に対して、社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 (注) 30,000千株

普通株式 30,000千株

第一種優先株式 30,000千株

(注) 定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

発行済株式の総数 13,509千株

普通株式 9,509千株

第一種優先株式 4,000千株

(2) 当年度末株主数

普通株式 6,191名

第一種優先株式 1名

(3) 大株主
普通株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	606千株	6.40%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	573	6.05
東 北 銀 行 従 業 員 持 株 会	245	2.59
株 式 会 社 富 士 電 業 社	180	1.89
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O (常任代理人) シティバンク、エヌ・エイ東京支店	171	1.80
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	148	1.56
株式会社日本カストディ銀行（信託口６）	128	1.35
株式会社日本カストディ銀行（信託口１）	119	1.25
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	118	1.24
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	116	1.23

- (注) １．持株数等、持株比率とも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、発行済の普通株式の総数から自己株式（32千株）を除いて計算しております。

第一種優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	4,000千株	100.00%

(4) 役員保有株式

区 分	株式の交付を受けた者の人数	株 式 の 数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取 締 役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	6名	普通株式 7,700株
社 外 取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

(注) 当行の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社役員に関する事項」中「(2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
北光監査法人 業務執行社員 戸 小 台 誠 業務執行社員 八 重 樫 健 太 郎	34	監査等委員会設置会社移行前の監査役会において、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は34百万円であります。
 2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 銀行の社会的責任と公共的使命を基本とした企業倫理の構築を図るため、コンプライアンスマニュアルを制定し、法令等遵守が経営の最重要課題であることを認識しその徹底を図る。

ロ 法令等に違反の疑義が生じた場合は、法令及び就業規則等に基づき適切な措置をとるとともに、必要な対応策を迅速に講ずる。

ハ コンプライアンス管理体制の充実のため、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、その進捗状況を管理・分析する。

ニ 法令等遵守に関する諸問題に対し円滑な対応ができるよう組織体制・規程の整備を図るとともに、法令等遵守に関連する法務情報の収集に努め、適切な対応を行う。

ホ 反社会的勢力への対応についてコンプライアンスマニュアルに定め、反社会的勢力に毅然として立ち向かい、関係遮断を重視した体制を構築する。

ヘ 監査等委員は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監視・検証し改善勧告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報を記録し、その取扱いに関する規程に従い、保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 業務運営の長期的な安定を確保するため、リスク管理の方針及びリスク管理に係る規程を取締役会において決定する。
- ロ 統合リスク管理及び資産・負債の総合管理にかかる事項を組織横断的に管理するため、ALM委員会を設置する。
- ハ リスク管理全体を統括する統合的リスク管理の統括部署を設置するとともに、リスクの種類ごとに主管部署を定め管理する。
- ニ 大規模災害等、緊急事態が発生した場合における金融システムの機能維持を目的とする業務継続計画（BCP）を策定し、緊急事態発生時にも適切に対処する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役会は、経営計画を定め、当行の業務執行を決定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監督する。
- ロ 取締役会が、会社法及び定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役又は常務会に委任したときは、当該取締役又は常務会は、当該委任された事項を自ら決定することができる。
- ハ 取締役会は、執行役員に対し取締役会の決定した業務執行を行わせることができ、業務執行を監督するとともに必要に応じて指揮命令を行う。
- ニ 効率的業務執行のため、職務分掌及び責任権限の規程にもとづき職務の分担を定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 使用人に対し法令・定款及びその他の規程の遵守を徹底するため、コンプライアンスマニュアルを制定し、意識の醸成に努める。
- ロ コンプライアンスの整備・強化のため、コンプライアンス委員会を設置する。
- ハ コンプライアンス統括部署は年度毎に策定されたコンプライアンス・プログラムを適切に運営する。

(6) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- ・ 子会社管理の規程により、業績、財務状況、その他業務執行に係る重要事項について、子会社が当行に協議・報告する事項を定め、適切に管理する。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程のその他の体制

- ・ 子会社においてリスク管理規程等を定めるほか、リスク管理を確保するため、子会社管理の規程により子会社が行う各業務の所管部署を定め、業務運営について管理・指導を行う。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 子会社が年度毎策定する経営計画を、当行の統括部署にて協議の上、常務会にて決裁を行う。
- ・ 子会社管理の規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。

ニ 子会社の取締役等及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 子会社においてもコンプライアンスマニュアル等を策定し、責任者を配置する。
- ・ 当行の監査部署は子会社を監査し損失発生の危険性及び不適切な業務の内容が認められた場合、代表取締役及び常勤監査等委員に報告する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を円滑に遂行するため、監査等委員会は必要に応じ職務遂行を補助する使用人を置くことができる。

(8) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項

イ 監査等委員会を補助する使用人は他部署の役職員を兼務する場合は、補助すべき期間中は取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の執行部門の指揮を離れ、監査等委員会の指示、命令に従うものとする。

ロ 監査等委員会を補助する使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定は監査等委員会に事前の同意を得る。また、他部署との役職員を兼務しない場合の人事考課は常勤監査等委員が行う。

(9) 当行の監査等委員会への報告に関する体制

イ 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

- ・ 役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合は当該事実を遅滞なく監査等委員会に報告する。
- ・ 監査等委員会からの監査業務の執行に必要と判断した報告の要請に対しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人は速やかにその事項について報告する。
- ・ 取締役の職務の執行を監査するため監査等委員は重要な会議等へ出席することができる。

ロ 子会社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

- ・ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制を整備する。
- ・ 子会社の使用人等は、当行の監査等委員会から事業の報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

(10) 監査等委員会へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(11) 監査等委員会の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査等委員は、代表取締役と定期的に会合をもち、重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深める。

- ロ 監査等委員会は、職責を実効的に遂行する体制を確保するため、監査等委員会規程において定める権限を行使する。
- ハ 監査等委員会を組織する監査等委員である取締役の過半数を社外取締役とし、対外透明性を担保する。

(13) 内部統制システムの運用状況の概要

当行は取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を決議しており、制定した基本方針に基づき内部統制システムを構築・運用するとともに、適宜並びに毎年3月に見直しを行い、内部統制の整備を図っております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

- イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

経営に関わる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行う定例の取締役会を10回開催しております。

また、取締役会で定めた基本方針に基づく業務執行や常務会規程に基づく付議案件等について審議するとともに、重要な銀行業務に係る意思決定機関としての機能を担う常務会を53回開催しております。

- ロ リスク管理体制

リスク管理体制については「資産・負債の総合管理」、「統合リスク管理（自己資本管理）」、「流動性リスク管理」の運営方針をALM委員会において定め、管理する体制としております。

ALM委員会は12回開催しており、ALM委員会の協議決定事項のうち重要な事項については、取締役会へ付議・報告しております。

- ハ コンプライアンス体制

法令等遵守体制の整備、強化及び事務管理を徹底することを目的としたコンプライアンス委員会を4回開催しております。

コンプライアンスマニュアルの改定、コンプライアンス・プログラムの策定、その他コンプライアンスに関する重要な事項を取締役会へ付議・報告しております。

ニ 当行グループにおける業務の適正の確保

銀行と子会社等との情報共有及び円滑な意思疎通を図るための連絡会議を3回開催しております。

子会社においてリスク管理規程及びコンプライアンスマニュアル等を定めるほか、緊密な協議、報告体制を整え業務運営について適切な管理・指導を行っております。

ホ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をする監査等委員会を5回開催（別途、監査等委員会設置会社移行前は監査役会を2回開催）しております。また、取締役会への出席を通して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況について監査を行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況について営業店長、本部各部長と面談し、内部統制の有効性及び法令等遵守状況等を監査しております。

内部監査の状況について監査部長と監査等委員が定期的に情報交換を行っております。

会計に関する部分については会計監査人から監査の実施状況について報告を受け、意見交換会を実施するなど連携をとっております。これらにより監査等委員会が内部統制機能を監査するとともに、監査結果に基づき内部統制機能等について取締役（監査等委員である取締役を除く。）に助言することとしております。

コンプライアンスの状況については常勤監査等委員がコンプライアンス委員会に出席し確認しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はありません。

(2) 補償契約

イ 在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第101期末（2021年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	157,505	預 金	897,069
現 金	15,760	当 座 預 金	17,412
預 け 金	141,744	普 通 預 金	510,963
コ ー ル	5,000	貯 蓄 預 金	13,923
金 銭 の 信 託	2,500	通 知 預 金	1,492
有 価 証 券	199,173	定 期 預 金	332,877
国 債	12,198	そ の 他 の 預 金	17,189
地 方 債	73,058	譲 渡 性 預 金	3,210
短 期 社 債	12,499	借 入 金	600
社 債	69,711	外 国 為 替	71,982
株 式	5,024	所 の 他 の 負 債	71,982
そ の 他 の 証 券	26,680	未 払 法 人 税	0
貸 出 手 形	631,880	未 払 費 用	0
割 引 手 形	1,327	未 払 受 取 益	4,865
手 証 当 座	30,606	前 給 付 補 填 金	356
外 国 為 替	559,294	リ ー ス 債 務	104
外 国 他 店 預 け	40,651	資 産 除 去 債 務	283
そ の 他 資 産	647	そ の 他 の 負 債	1
前 未 収 費 用	647	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	14
そ の 他 の 資 産	11,083	偶 発 損 失 引 当 金	32
有 形 固 定 資 産	709	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,071
建 物	10,372	支 払 承 諾	9
土 地	7,773	負 債 の 部 合 計	124
建 設 仮 勘 定 資 産	1,814		822
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	5,481		5,009
無 形 固 定 資 産	1	(純 資 産 の 部)	980,483
ソ フ ト ウ ェ ア	476	資 本 剰 余 金	13,233
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	413	資 本 剰 余 金	11,154
前 払 年 金 費 用	281	利 益 剰 余 金	11,154
繰 延 税 金 引 当	131	利 益 剰 余 金	11,709
支 払 倒 引 当	924	そ の 他 利 益 剰 余 金	963
	476	繰 越 利 益 剰 余 金	10,746
	5,009	自 己 株 式	10,746
	△3,015	株 主 資 本 合 計	△59
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	36,037
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,186
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,665
		純 資 産 の 部 合 計	2,852
資 産 の 部 合 計	1,019,372	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	38,889
			1,019,372

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

連 結 計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

第101期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常	収 入	12,048
資 産	金 利	9,482
貸 倒 損 失	利 息	8,026
貸 倒 引 当 金	配 当 金	1,420
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	△2
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	38
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	0
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	1,922
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	730
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	1,192
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	223
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	3
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	0
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	220
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	420
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	17
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	256
貸 倒 引 当 金	利 息 当 利	146
経 常	費 用	10,348
資 産	調 査 費	90
預 算 債 権	利 金 支 払 利	89
預 算 債 権	利 金 支 払 利	0
預 算 債 権	利 金 支 払 利	0
預 算 債 権	利 金 支 払 利	0
預 算 債 権	利 金 支 払 利	783
預 算 債 権	利 金 支 払 利	115
預 算 債 権	利 金 支 払 利	667
預 算 債 権	利 金 支 払 利	350
預 算 債 権	利 金 支 払 利	243
預 算 債 権	利 金 支 払 利	107
預 算 債 権	利 金 支 払 利	0
預 算 債 権	利 金 支 払 利	8,383
預 算 債 権	利 金 支 払 利	740
預 算 債 権	利 金 支 払 利	119
預 算 債 権	利 金 支 払 利	0
預 算 債 権	利 金 支 払 利	251
預 算 債 権	利 金 支 払 利	369
経 常	利 益 損 失	1,700
特 殊	利 益 損 失	-
特 殊	利 益 損 失	20
特 殊	利 益 損 失	1,679
特 殊	利 益 損 失	459
特 殊	利 益 損 失	37
特 殊	利 益 損 失	496
特 殊	利 益 損 失	1,182

第101期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
						繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	13,233	11,154	4	11,159	868	10,135	11,003	△73	35,322
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					94	△569	△474		△474
当 期 純 利 益						1,182	1,182		1,182
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△7	△7				14	7
利益剰余金から 資本剰余金への振替			2	2		△2	△2		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△4	△4	94	610	705	13	714
当 期 末 残 高	13,233	11,154	－	11,154	963	10,746	11,709	△59	36,037

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△72	1,665	1,592	36,915
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△474
当 期 純 利 益				1,182
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				7
利益剰余金から 資本剰余金への振替				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,259	－	1,259	1,259
当 期 変 動 額 合 計	1,259	－	1,259	1,973
当 期 末 残 高	1,186	1,665	2,852	38,889

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第101期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	157,505	預 金	894,910
コールローン及び買入手形	5,000	譲 渡 性 預 金	600
金 銭 の 信 託	2,500	借 用 金	71,982
有 価 証 券	198,098	外 国 為 替	0
貸 出 金	629,392	そ の 他 負 債	7,914
外 国 為 替	647	退職給付に係る負債	16
そ の 他 資 産	16,795	睡眠預金払戻損失引当金	9
有 形 固 定 資 産	7,865	偶 発 損 失 引 当 金	124
建 物	1,844	ポ イ ン ト 引 当 金	22
土 地	5,512	利息返還損失引当金	5
建 設 仮 勘 定	3	再評価に係る繰延税金負債	822
その他の有形固定資産	506	支 払 承 諾	5,009
無 形 固 定 資 産	438	負 債 の 部 合 計	981,417
ソ フ ト ウ ェ ア	306	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	131	資 本 金	13,233
退職給付に係る資産	968	資 本 剰 余 金	11,998
繰 延 税 金 資 産	488	利 益 剰 余 金	12,043
支 払 承 諾 見 返	5,009	自 己 株 式	△59
貸 倒 引 当 金	△3,194	株 主 資 本 合 計	37,215
		その他有価証券評価差額金	1,188
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,665
		退職給付に係る調整累計額	30
		その他の包括利益累計額合計	2,884
		純 資 産 の 部 合 計	40,100
資 産 の 部 合 計	1,021,517	負債及び純資産の部合計	1,021,517

第101期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）連結損益計算書

(单位:百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		13,548
資	金 運 用 収 益	9,272	
	貸 出 金 利 息	8,021	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,215	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	△2	
	預 け 金 利 息	38	
	そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役	務 取 引 等 収 益	2,360	
そ	の 他 業 務 収 益	1,504	
そ	の 他 経 常 収 益	411	
	償 却 債 権 取 立 益	17	
	そ の 他 の 経 常 収 益	393	
経	常 費 用		11,804
資	金 調 達 費 用	90	
	預 金 利 息	89	
	譲 渡 性 預 金 利 息	0	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
	借 入 金 利 息	0	
	そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役	務 取 引 等 費 用	803	
そ	の 他 業 務 費 用	1,276	
営	業 経 常 費 用	8,909	
所	の 他 経 常 費 用	724	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	91	
	そ の 他 の 経 常 費 用	632	
経	常 利 益		1,743
特	別 利 益		－
特	別 損 失		20
	固 定 資 産 処 分 損	20	
税	金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,722
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	533	
法	人 税 等 調 整 額	39	
法	人 税 等 合 計		572
当	期 純 利 益		1,149
親	会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,149

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監查報告書

株主総会参考書類

第101期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	13,233	12,003	11,370	△73	36,533
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△474		△474
親会社株主に帰属する当期純利益			1,149		1,149
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△7		14	7
利益剰余金から資本剰余金への振替		2	△2		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△4	673	13	682
当 期 末 残 高	13,233	11,998	12,043	△59	37,215

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△70	1,665	△150	1,444	37,977
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△474
親会社株主に帰属する当期純利益					1,149
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					7
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,259	－	180	1,439	1,439
当 期 変 動 額 合 計	1,259	－	180	1,439	2,122
当 期 末 残 高	1,188	1,665	30	2,884	40,100

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社 東北銀行
取締役会 御中

北 光 監 査 法 人
岩手県盛岡市

代 表 社 員 公認会計士 戸 小 台 誠[Ⓔ]
業務執行社員
代 表 社 員 公認会計士 八 重 樫 健 太 郎[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社 東北銀行

取締役会 御中

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代表社員 公認会計士 戸 小 台 誠®
業務執行社員代表社員 公認会計士 八 重 樫 健 太 郎®
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

株 式 会 社 東 北 銀 行 監 査 等 委 員 会

常 勤 監 査 等 委 員 高 橋 淳 悦^印

常 勤 監 査 等 委 員 齋 藤 淳 夫^印

監 査 等 委 員 榎 野 信 治^印

監 査 等 委 員 館 脇 幸 子^印

(現姓 大友)

- (注) 1. 常勤監査等委員齋藤淳夫、監査等委員榎野信治及び館脇幸子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当行は2020年6月23日開催の第100期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2020年4月1日から2020年6月22日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 - (1) 普通株式

第101期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、当行普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は236,947,375円となります。

- (2) 第一種優先株式

定款の定めに従いまして、当行第一種優先株式1株につき金0円といたしたいと存じます。

第一種優先株式にかかる配当金は「第一種優先株式発行要項」で規定する計算方法により算出いたします。2020年7月6日に預金保険機構が公表した震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストが0.00%であるため、第一種優先株式にかかる期末配当については0円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、各候補者とも当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	属性	取締役会への出席状況
1	村 上 尚 登	代表取締役頭取	再 任	10回／10回 (100.0%)
2	横 澤 英 信	専務取締役	再 任	10回／10回 (100.0%)
3	佐 藤 健 志	専務取締役	再 任	10回／10回 (100.0%)
4	森 宏 樹	常務取締役	再 任	10回／10回 (100.0%)
5	小野寺 正 浩	常務取締役	再 任	10回／10回 (100.0%)
6	葛 尾 敏 哉	常務取締役本店営業部長	再 任	8回／8回 (100.0%)
7	村 井 三 郎	社外取締役	再 任 社 外 独 立	10回／10回 (100.0%)
8	澤 口 豊 彰	社外取締役	再 任 社 外 独 立	8回／10回 (80.0%)
9	村 雨 圭 介	—	新 任 社 外 独 立	—

再 任 再任取締役候補者 新 任 新任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 証券取引所の定めに基づく独立役員

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 行 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 行の株式数
1	むら かみ なお と 村 上 尚 登 (1952年2月18日生) 再任	2006年6月 当行常務取締役 2010年6月 同 専務取締役 2011年6月 同 代表取締役専務 2012年6月 同 代表取締役副頭取 2014年6月 同 代表取締役頭取（現任） （監査部、東京事務所担当）	普通株式 6,400株
	<取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由> 2006年に取締役就任以降、主に融資・経営企画・人事担当役員として経営に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2011年より代表取締役、2014年からは取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者となりました。		
2	よこ さわ ひで のぶ 横 澤 英 信 (1954年8月22日生) 再任	2011年6月 当行執行役員事務統括部長 2013年6月 同 執行役員本店営業部長 2014年6月 同 取締役本店営業部長 2015年6月 同 常務取締役本店営業部長 2016年4月 同 常務取締役 2019年6月 同 専務取締役（現任） （事務統括部、秘書室担当）	普通株式 4,800株
	<取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由> 人事部長、事務統括部長、本店営業部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2014年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 行 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 行の株式数
3	佐 藤 健 志 (1966年6月6日生) 再 任	2010年4月 当行戦略サポート部長 2011年5月 同 戦略統括部長 2013年6月 同 参事宮古地区本部長兼宮古支店長 2015年4月 同 参事地域応援部長 2016年6月 同 常務取締役地域応援部長 2017年4月 同 常務取締役 2020年6月 同 専務取締役(現任) (経営企画部担当)	普通株式 2,600株
<取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 宮古支店長、営業推進・営業統括部門長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2016年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。			
4	森 宏 樹 (1963年5月18日生) 再 任	2009年4月 当行融資統括部長 2012年2月 同 都南支店長 2014年4月 同 久慈支店長 2015年6月 同 参事久慈支店長 2016年4月 同 参事本店営業部長 2016年6月 同 執行役員本店営業部長 2018年6月 同 常務取締役(現任) (融資管理部、総務部担当)	普通株式 3,500株
<取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 融資統括部長、久慈支店長、本店営業部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2018年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 行 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 行の株式数
5	おの でら まさ ひろ 小野寺 正 浩 (1960年7月30日生) 再任	2009年4月 当行花巻支店長 2012年6月 同 参事花巻地区本部長兼花巻支店長 2013年6月 同 参事奥州地区本部長兼水沢支店長 2015年6月 同 執行役員水沢支店長 2017年4月 同 執行役員北上支店長 2018年6月 同 取締役本店営業部長 2020年6月 同 常務取締役本店営業部長 2021年4月 同 常務取締役(現任) (支店統括部、資産運用コンサルティング 部、地域応援部担当)	普通株式 4,300株
		<取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 花巻支店長、水沢支店長、北上支店長、本店営業部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2018年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。	
6	くず お とし や 葛 尾 敏 哉 (1961年4月10日生) 再任	2006年10月 当行黒石野支店長 2010年7月 同 秘書室長 2012年1月 同 秘書室長兼人事部長 2013年6月 同 参事人事部長 2015年4月 同 参事仙台支店長 2015年6月 同 執行役員仙台支店長 2018年6月 同 執行役員北上支店長 2020年6月 同 常務取締役 2021年4月 同 常務取締役本店営業部長(現任) (人事部担当)	普通株式 3,100株
		<取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 黒石野支店長、秘書室長、人事部長、仙台支店長、北上支店長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、2020年に取締役就任以降、その職務・職責を適切に果たしております。 こうした経験・知見を取締役(監査等委員である取締役を除く。)として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 行 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 行の株式数
7	むら い さぶ ろう 村 井 三 郎 (1963年7月27日生) 再任 社外 独立	1990年4月 検事任官 2000年3月 検事退官 2000年4月 弁護士登録 2000年11月 村井三郎法律事務所開設 2010年1月 盛岡市公正職務審査会会長（現任） 2013年4月 岩手弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 2014年4月 岩手弁護士会理事（現任） 2014年5月 岩手県人権擁護委員連合会会長（現任） 2015年6月 当行取締役（現任）	普通株式 一株
<取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由> 検事を経て、現在は弁護士として豊富な経験と幅広い専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただいております。 こうした経験・知見を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者となりました。			
8	さわ ぐち とよ あき 澤 口 豊 彰 (1952年1月2日生) 再任 社外 独立	1976年4月 国税庁入庁 1980年7月 東京国税局総務部総務課 1982年7月 同 調査第二部 1988年7月 同 直税部資料調査課 1990年7月 国税庁長官官房 1992年2月 国税庁退官 (株)澤口協同会計事務所勤務 2000年3月 (株)澤口協同会計事務所代表取締役（現任） 2014年6月 当行取締役（現任）	普通株式 一株
<取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由> 税理士、企業経営者として企業経営及び財務、税務全般に精通しており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。 こうした経験・知見を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者となりました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 行 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 行の株式数
9	むら さめ けい すけ 村 雨 圭 介 (1972年 7 月20日生) 新任 社外 独立	1995 年 4 月 三井物産株式会社入社 2005 年 3 月 三井物産（中国）有限公司 金属第二部副部長 2007 年 2 月 三井物産株式会社退職 2009 年 4 月 弁理士登録 2009 年 4 月 特許業務法人SANSUI国際特許事務所入所 （現任） 2012 年10月 特許業務法人SANSUI国際特許事務所 盛岡オフィス代表（現任）	普通株式 一株
<取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由> 弁理士として特許業務に精通しており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。 こうした経験・知見を社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として活かすことにより、 当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候 補者としました。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 村井三郎氏、澤口豊彰氏、村雨圭介氏は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
3. 村井三郎氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と幅広い専門知識に基づき、取締役会における筆頭独立役員としての積極的な活動、また、指名・報酬委員会委員長として同委員会の議案審議を主導する、等の役割を期待し、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 澤口豊彰氏につきましては、税理士、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会における独立役員としての積極的な活動、また、指名・報酬委員会委員としての同委員会における積極的な発言、等の役割を期待し、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。
5. 村雨圭介氏につきましては、弁理士としての豊富な経験と幅広い専門知識に基づき、取締役会における独立役員としての積極的な活動、また、指名・報酬委員会委員としての同委員会における積極的な発言、等の役割を期待し、新たに社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任をお願いするものであります。
6. 当行は、村井三郎氏、澤口豊彰氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、村井三郎氏、澤口豊彰氏、村雨圭介氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任された場合、独立役員とする予定であります。
7. 当行は、非業務執行取締役である村井三郎氏、澤口豊彰氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。なお、村雨圭介氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。
8. 当行は、保険会社との間で、当行の役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。

(ご参考)

「社外取締役の独立性に関する基準」

当行の独立社外取締役は、東北銀行グループ（当行及び連結子会社。以下、「当行グループ」という。）に対する独立性を保つため、以下に定めるいずれの要件にも該当してはならない。

- ① 当行グループの主要株主である者、及び主要株主である会社の業務執行者
- ② 当行グループを主要株主とする会社の業務執行者
- ③ 当行グループを主要な取引先とする者、及び主要な取引先とする会社の業務執行者
- ④ 当行グループの主要な取引先である者、及び主要な取引先である会社の業務執行者
- ⑤ 当行グループを主要な借入先とする者、及び主要な借入先とする会社の業務執行者
- ⑥ 当行グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当行グループから一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている監査法人、税理士法人、法律事務所等の法人及び団体に所属する者
- ⑧ 当行グループから多額の寄付または助成を受けている者、及び多額の寄付または助成を受けている法人及び団体の業務執行者
- ⑨ 上記①～⑧において過去5年間に該当していた者
- ⑩ 上記①～⑧において該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑪ 過去10年間に当行グループの業務執行者であった者
- ⑫ 取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の配偶者または二親等以内の親族

(注)

1. 「主要株主」とは、直近事業年度末に議決権の5%以上の株式を保有する者（または会社）をいう。
2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。
3. 「当行グループを主要な取引先とする者（または会社）」とは、直近事業年度においてその者（または会社）の年間連結売上高の2%以上または1,000万円のいずれか高い方の支払いを当行グループから受けた者（または会社）をいう。
4. 「当行グループの主要な取引先である者（または会社）」とは、直近事業年度において当行グループの年間連結経常収益の2%以上の支払いを当行グループに行った者（または会社）、及び当行グループの連結総資産の1%以上の額の預金または与信残高のある者（または会社）をいう。
5. 「当行グループを主要な借入先とする者（または会社）」とは、その者（または会社）における当行グループからの借入シェアが50%以上、かつ法人の場合は直近事業年度末における連結総資産の10%以上、個人の場合は借入残高が1,000万円超の者（または会社）をいう。
6. 「一定額」とは、年間1,000万円をいう。
7. 「多額」とは、直近事業年度における法人及び団体の総売上高の2%以上または1,000万円のいずれか高い方を超える場合をいう。
8. 「重要な者」とは、取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員をいう。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

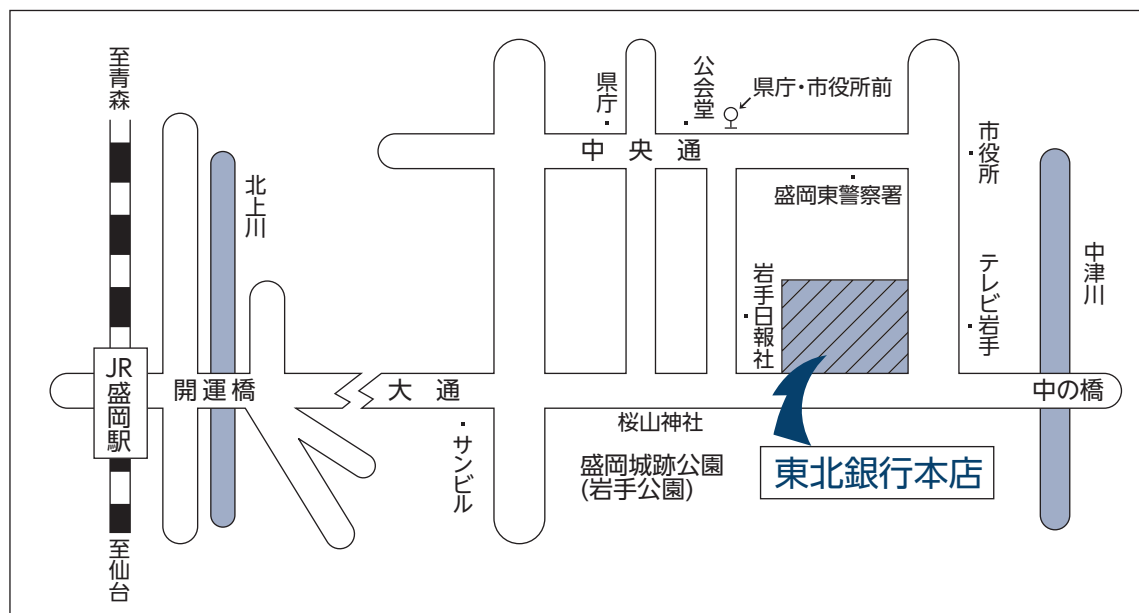
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場 岩手県盛岡市内丸3番1号

東北銀行本店 4階ホール

電話 (019) 651-6161 (代表)



交通 ◎ J R盛岡駅前東口バス乗り場5番線又は6番線乗車
県庁・市役所前下車 徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。